

4 県市による世界遺産登録推進に係る取組について

令和元年11月22日

1 経緯

- | | |
|-------------|---|
| 平成4年 | 国は「世界遺産暫定一覧表」に「古都鎌倉の寺院・神社ほか」を記載 |
| 平成19年7月 | 4県市の知事、市長及び教育長が「『武家の古都・鎌倉』の世界遺産登録推進に関する協定」を締結。同協定に基づき、4県市世界遺産登録推進委員会を設置 |
| 平成24年1月 | 「武家の古都・鎌倉」として国から推薦 |
| 平成25年4月 | ユネスコの諮問機関であるイコモスが世界遺産一覧表への「不記載」を勧告 |
| 平成25年6月 | 国として、推薦を取り下げ |
| ～平成26年6月 | 4県市でイコモス勧告の検証を実施 |
| 平成26年度～28年度 | 世界遺産の再推薦・登録のための新たなコンセプトを再構築するため、比較研究を中心とした調査研究を実施 |
| 平成28年12月 | 比較研究の結果等について海外専門家との意見交換を実施 |
| 平成30年1月 | 中国・龍門石窟研究院から学識者を招いて共同研究を実施 |

2 イコモス勧告検証後の取組と実績

再推薦を目指して「武家の古都・鎌倉」に代わる新たなコンセプトの再構築に向け、「鎌倉」の構成資産と国内外の類似資産を比較し、相違点を明らかにすることで、「鎌倉」の文化財の価値を浮き彫りにする、比較研究を実施した。

イコモス勧告で評価された、「禅宗寺院の境内」や、鎌倉の独特の宗教空間である「やぐら」などを研究対象とした。

これらの研究成果は、市民・県民に連続講座等を通じて周知を図った。

3 比較研究の結果

比較研究の結果、「禅宗寺院の境内」や「禅宗様建築」、「鎌倉大仏」について、中国起源の要素との関連性を見出すことができた。また、「やぐら」については、その起源を中国の

類似する遺構に見出せる可能性が高まった。

平成28年12月に、これまでの研究成果について、海外専門家との意見交換を実施したところ、推薦に必要なコンセプトを定めるためには、「一層の調査と証明が求められる」との見解が示された。特に「やぐら」については、中国の起源と変遷等について、一層の研究が必要とされた。

そこで、「やぐら」について、更なる研究の継続が必要と考え、中国・龍門石窟研究院から学識者を招いて共同研究を実施した。しかし、中国でも当該分野の体系的な研究は十分に実施されていないため、両者の関係性を明確に結論付けるには至らなかった。

※ 用語

- イコモス（国際記念物遺跡会議・ICOMOS：International Council on Monuments and Sites）
世界文化遺産に係るユネスコの諮問機関であり、文化遺産保護に関わる国際的な非政府組織（NGO）。
- 不記載勧告
世界遺産委員会における審査の前に、次の区分により諮問機関であるイコモスから行われる評価の一つで、記載にふさわしくないとされるもの。
(世界遺産委員会で不記載決議となった場合、原則として再推薦は不可。)
- 顕著な普遍的価値（OUV：Outstanding Universal Value）
人類全体にとって現代及び将来の世代に共通した重要性を持つような、傑出した文化的な意義。世界遺産に登録されるためには、この価値を持つと認められる必要がある。
- 世界遺産暫定一覧表
潜在的に顕著な普遍的価値を有しており、世界遺産に推薦することが適当であると締約国（日本国政府）がみなした資産の目録。
- 「やぐら」
鎌倉及びその周辺の山稜部や山裾に見られる、横穴式の納骨窟又は供養堂若しくは仏殿の機能を持つ石窟。鎌倉の市街地を囲む山稜を中心に3000基とも言われる膨大な数が集中するが、他の地域ではほとんど確認されておらず、「鎌倉」に特有の文化財と言える。